



\* 0031850000 \*

0031850-000

CZ-461-01

統計関係法規集

経済安定本部・編

経済安定本部

[昭和22]

AFA



法規集

統計關係法規集

CZ  
461  
01

統計關係法規集

一、統計法  
二、統計法施行令

4.7  
867

25.11.24

# 銀行所寄贈本

## 統計法

(昭和二十二年三月二十六日法律第十八號公布  
同年四月三十日勅令第百六十二號五月一日施行)

### (法の目的)

第一條 この法律は、統計の眞實性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の體系を整備し、及び統計制度の改善發達を圖ることを目的とする。

### (指定統計)

第二條 この法律において指定統計とは、政府若しくは公共團體が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて統計委員會で指定し、その旨を公示した統計をいう。

### (指定統計調査)

第三條 指定統計を作成するための調査(以下指定統計調査といふ。)は、この法律によつてこれを行ふものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。

この法律に定めるもの外、指定統計調査について必要な事項は、命令でこれを定める。

第四條 政府が全國民について行う人口に關する調査で、統計委員會で指定し、その旨を公示したものは、これを國勢調査といふ。

國勢調査は、これを五年ごとに行わなければならない。

前項の期間の中間ににおいて、統計委員會の承認を得たときは、臨時の國勢調査を行うことができる。

### (申告義務)

### 第五條 政府は、指定統計調査のため、人又は法人に對して申告を命ずることができる。

前項の規定により申告を命ぜられた者が、營業に關して成年者と同一の能力を有しない未成年者若しくは禁治產者である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代つて、又は本人を代表して申告をする義務を負う。

### (統計委員會)

第六條 統計委員會に關する事項は、この法律に定めるもの以外、勅令でこれを定める。

### (指定統計調査の承認)

第七條 指定統計調査を行おうとする場合には、調査實施者は、その調査に關し、左に掲げる事項について、あらかじめ統計委員會の承認を得なければならぬ。但し、第十六條但書の規定による場合において、第三號の事項については、この限りでない。

### 一 目的、事項、範圍、期日及び方法

### 二 集計事項及び集計方法

### 三 結果の公表の方法及び期日

### 四 關係書類の保存期間及び保存責任者

### 五 經費の概算その他統計委員會が必要と認める事項

前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を變更するには、更に統計委員會の承認を

14.7  
857

得なければならない。

第一項各號に掲げる事項について、變更の必要があると認めたときは、統計委員會は、調査實施者にその變更を求めることができる。

(統計調査の届出)

第八條 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査實施者は、その調査に關し、前條第一項第一號に掲げる事項を統計委員會に届け出なければならない。

前項の規定により届け出るべき統計調査の範圍その他の事項については、命令でこれを定める。

(統計委員會の權限)

第九條 統計委員會は、必要と認めたときは、左に掲げる事項を行うことができる。

一 関係各廳又はその他のものに對し、指定統計及びその他の統計に関する資料又は報告の提出を求める

二 關係各廳又は公共團體に對し、指定統計調査の實施若しくは中止又はその他の統計調査の變更若しくは中止を求める。

三 ときは、意見を内閣總理大臣に具申し、又はこれらのものに對して、その改善につき勸告すること。  
(統計事務職員)

第十條 指定統計調査に關する事務に從事する官吏は、統計官に補せられた者に限る。

指定統計調査の專務に從事する公共團體の吏員又はその他の團體の職員は、その職務を行うのに適當

な特別の資格を有する者でなければ、ならない。

統計官に關し必要な事項並びに前項に掲げる者の範圍及び資格は、統計委員會の意見を聞き、命令でこれを定める。

統計委員會の承認を得たときは、第一項及び第二項に定める者以外の者をして指定統計調査の事務に從事せしめることができる。

第十一條 前條第一項の統計官又は同條第二項の公共團體の吏員は、その意に反して、その職務を免ぜられ、又は他の職務に轉ぜしめられた場合には、統計委員會に、その事情を述べることができる。但し、別に勅令で定める場合はこの限りでない。

前項の場合には、統計委員會は、その事情を審査し、これに對する意見を、統計官については、その者の本屬長官に、統計官以外の者については、その者に述べることができる。

(統計調査員)

第十二條 政府は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

(統計調査員に關する事項は、命令でこれを定める。

(實地調査)

第十三條 第十條第一項、第二項及び第四項並びに前條に掲げる者は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ統計委員會の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は關係者に對し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す證票を示さなければならぬ。

い。  
（秘密の保護）

第十四條 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の團體の秘密に屬する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第十五條 何人も、指定統計を作成するためには、集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

前項の規定は、統計委員會の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

第十六條 指定統計調査の結果は、速やかにこれを公表しなければならない。但し、統計委員會の承認を得た場合には、これを公表しないことができる。

（経費の補助）

第十七條 指定統計調査のために、公共團體の支出した経費については、統計委員會の意見を聞き、豫算の範圍内において、國庫が、その全部又は一部を補助する。

（罰則）

第十八條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。

一 第五條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者

二 第五條の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者

三 第十三條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の

調査資料を提供し、又は質問に對し虚偽の陳述をした者

四 指定統計調査の事務に從事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして眞實に反するものたらしめる行爲をした者

第十九條 統計委員會委員、統計官その他指定統計調査に關する事務に從事する者、統計調査員又はこれらの職に在つた者が、その職務執行に關して知り得た人、法人又はその他の團體の秘密に屬する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを一年以下の徴収又は五千圓以下の罰金に處する。

前項に掲げる者が、統計委員會の承認を得た場合の外集計された結果を、第七條の規定により定められた公表期日以前に、他に漏し、又は窃用したときは、これを五千圓以下の罰金に處する。

職務上前二項の事項を知り得た第一項に掲げる者以外の公務員又は公務員であつた者が、同項の行爲をしたときもまた同項の例による。

附 則

第二十條 この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。

第二十一條 資源調査法、明治三十五年法律第四十九號及び大正十一年法律第五十二號は、これを廢止する。

第二十二條 前條の法律に基く勅令又は命令は、この法律によつて廢せられた勅令又は命令とみなす。

第二十三條 この法律の施行後三箇月以内に行う指定統計調査については、統計委員會が承認した場合に限り、第七條の規定によると承認を得ないで、これを實施することができます。

## 統計法施行令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十四號）

第一條 統計法（以下法という。）第二條及び第四條の規定による公示は、總理廳の告示により、これをなすものとする。

第二條 各省大臣が、法第三條第二項の規定による命令を發しようとするときは、内閣總理大臣に協議しなければならない。

第三條 都道府縣知事が、法第三條第二項の規定による命令を發しようとするときは、内閣總理大臣に協議を受けなければならない。

主務大臣が前項の承認を與えようとするときは、内閣總理大臣に協議しなければならない。

第四條 法第五條第一項の規定による申告を命ずる権根は、これを地方公共團體の長に委任することができる。

第五條 指定統計調査實施者が、その統計調査を行うに際し、必要があると認めたときは、關係各廳との他の關係者に對し、調査報告その他の協力を求めることができる。

第六條 法第八條の規定により届出をする統計調査の範圍は、總理廳告示による。

第七條 前條の届出は、調査實施前にこれをしなければならない。毎年四月一日から翌年三月三十一日までに、二回以上行う統計調査で、その期間内に既に届け出たものについて、届出事項に變更のな

い場合には、更に届け出ることを要しない。

第八條 總理廳及び各省の部内に統計官を、都道府縣に統計主事を置き、左の各號の一に該當する事務官若しくは技官又は吏員を以てこれに充てる。

一 統計調査に關する事務に官吏又は吏員として通算して二年以上從事した者

二 大學令による大學の學部で、統計學を履修し、又は數學を專修する學科を修め、學士と稱することを得る者

三 専門學校令による専門學校又は文部大臣がこれと同等以上と認定した學校で統計學を履修し若しくは數學を專修する學科を修め卒業した者

四 統計委員會が指定した統計職員養成機關又は統計講習會の課程を修了した者又は別に定める統計に關する國家試験に合格した者

五 前各號に掲げる者の外、統計委員會が統計調査に從事せしめるに適當な資格を有すると認定した者

第九條 統計官は、上官の命を受け所屬各廳の統計調査に關する事務に從事する。

第十條 法第十條第二項の吏員（都道府縣の吏員を除く。）又は職員は、第八條に掲げる各號の一に該當する者でなければならない。

第十一條 主務大臣は、統計調査員の任命に關する事項を都道府縣知事に委任することができる。

第十二條 統計調査員は名譽職とする。統計調査員は、主務大臣の指揮監督を受け、指定統計調査に關し調査票の配付及び取集その他の事務に從事する。但し主務大臣は、統計調査員の指揮監督に關する事項を都道府縣知事又は市町村長に委任することができる。

**第十三條** 法第十三條の規定による證票は、別記様式により、調査實施者が、これを交付する。  
**第十四條** 法第十五條第二項の規定による公示は、官報に掲載することにより、これをなすものとする。  
**第十五條** 法第十六條の規定による公表は、統計調査報告書を刊行し、又は新聞紙若しくは官報に掲載することにより、これをなすものとする。

前項の方法により難い場合は、指定統計調査の結果を記載した書類を閲覧に便利な場所に置いて、公衆の閲覧に供しなければならない。

## 附

## 則

**第十六條** この勅令は、統計法施行の日から、これを施行する。

**第十七條** 資源調査令は、これを廃止する。

海事資源調査規則、港灣資源調査規則、工業調査規則、農林水産業調査規則、醫薬品其の他衛生用物資現在高調査規則及び食料品工業調査規則、昭和十八年閣令第十六號は、前項の規定にかかるらず、當分の間、なお、その効力を有する。

**第十八條** 第一條及び第六條中總理廳告示、第三條第一項、第十一條及び第十二條中都道府縣の吏員とあるのは、日本國憲法施行の日には、その職務を示し、或らかじめ統計委員會の承認を得た事項について、該者をなし、調査資料の提供を求める、又は關係者に對し、該者を示さなければならぬ。

**第十九條** 第十條の規定は、管分の間、町村については、これを適用しない。

14.7

867

(日本標準規格B列八號)

本件並びに、又は質問に對し虚偽の陳述をした者  
に就し、調査資料を提供せず、若しくは虛偽の調査  
資料を示さなければならぬ。

三 第十三條の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは  
下の額を下に示す者には禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。

第十條 左の各號の一に該當する者は、これより大餘月以  
上證票を示さなければならぬ。

買問をするにとができる。この場合には、その職務を示  
し、或らかじめ統計委員會の承認を得た事項について、  
該者を示し、調査資料の提供を求める、又は關係者に對し、  
該者を示さなければならぬ。

**第十三條** 第十條第一項、第二項及び第四項並びに前條

統計法

姓 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
調査件名	調査資料名				
調査事務所					



禁電子式複寫

禁電子式複写